

機密性2 完全性1 可用性1

達 示 第 1 1 号

令和6年3月19日

札幌刑務所長 飛 鳥 雅 子

「未決拘禁者遵守事項等」の制定について  
標記について、別紙のとおり定める。  
なお、施行日は追って指示し、同施行日を持って平成30年10月11日付け達  
示第26号「未決拘禁者遵守事項等」の制定については、廃止する。

別紙

み け っ こ う き ん し ゃ じ ゅ ん し ゅ じ こ う と う  
未 決 拘 禁 者 遵 守 事 項 等

さ っ ぽ ろ け い む し ょ  
札 幌 刑 務 所

さっほろけいむしよみけつこうきんしゃじゆんしゆじこうとう  
札幌刑務所未決拘禁者遵守事項等だい  
第1 じゆんしゆじこう  
遵守事項

つぎ さだ じこう とうしよ しゆうよう あいだ まも  
次に定める事項は、当所に収容されている間、守らなければならない  
じゆんしゆじこう いはん ばあい けいじしゆうようしせつおよ ひしゆうようしゃとう  
遵守事項です。これに違反した場合には、「刑事収容施設及び被収容者等の  
しよぐう かん ほうりつ だい じょうだい こう もと どうほうだい じょうだい こう  
処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、同法第151条第3項に  
さだめ ちようばつ か いはん こうい けいばつほうれい  
定める懲罰を科されることがあります。また、その違反行為が刑罰法令に  
ふ けいばつ か  
触れるときは、さらに刑罰を科されることもあります。

- 1 (逃走) とうそう とうそう また とうそう くわだ  
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。
- 2 (自殺) じさつ じさつ くわだ  
自殺することを企ててはならない。
- 3 (自傷行為) じしゆうこうい じしゆう も いぶつ の こ とう しんたい がい およ  
自傷し、若しくは異物を飲み込む等の身体に害を及ぼすおそれ  
こうい また こうい くわだ  
のある行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 4 (視察妨害) しさつぼうがい しさつこう こわ も おそん きよか はし また かく  
視察孔を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れるなど  
しよくいん しさつ ぼうがい また ぼうがい くわだ  
して、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。
- 5 (不正連絡) ふせい れんらく きよか また きよか ほうほう たんにん じ こい がい  
許可なく、又は許可された方法によらず、他人(自己以外のすべ  
もの い かおな がいぶ だんたいとう れんらく また れんらく くわだ  
ての者をいう。以下同じ。)、外部の団体等と連絡し、又は連絡することを企てて  
はならない。
- 6 (拒食) きょしょく きょしょく つづ  
拒食を続けてはならない。
- 7 (診療等の拒否) しんりょうとう きょひ けんこうしんだんおよ じっしじゆうひつよう いがくてきしよち きょひ  
健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否してはな  
せいめい きけん およ また たんにん しつべい かんせん  
らない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれが  
じっし しんりょうおよ いりょうじょう そち きょひ  
あるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。
- 8 (暴動等) ぼうどうとう しゆうだん さわ ぼうどう お も くわ また  
集団で騒ぎ、暴動を起こし、若しくはこれに加わり、又はこれら  
こうい くわだ  
の行為を企ててはならない。
- 9 (火気不正使用等) か きふせいしやうとう きよか ひ はつ も しゆう また こうい  
許可なく、火を發し、若しくは使用し、又はこれらの行為  
くわだ  
を企ててはならない。
- 10 (建造物等の損壊) けんぞうぶつとう そんかい たてもの せつび びひんとう こわ また こわ くわだ  
建物、設備、備品等を壊し、又は壊すことを企ててはな  
ない。
- 11 (設備等の機能妨害等) せつび とう きのう ぼうがいとう でんき すいどう ひじょう つうろ た しせつ せつび  
電気、ガス、水道、非常ベル、通路その他の施設の設備  
とう きのう ぼうがい も ほんらい やうと はん もち また  
等の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反して用い、又はこれらの  
こうい くわだ  
行為を企ててはならない。

- 12 (静穏阻害) 壁や扉をたたくなどして騒音を発し、放歌し、口笛を吹き、又は正当な理由なく大声を発するなどして、静穏な環境を害してはならない。
- 13 (集団形成) 他人に対する脅迫、威圧、若しくは要求又は職員に対する反抗を目的として、集団を形成し、又は形成することを企ててはならない。
- 14 (虚偽風説流布) 虚偽の風説を流布し、又は流布することを企ててはならない。
- 15 (汚損行為等) 建物、設備、備品等に落書きをし、又はこれらを汚損してはならない。
- 16 (残飯投棄等) 残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄し、又はたんやつばを吐き散らすなど、施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。
- 17 (物品不正製作等) 許可なく物品(金銭を含む。以下同じ。)を製作し、加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 18 (物品不正授受) 許可なく他人と物品を授受し、又は授受することを企ててはならない。
- 19 (酒・たばこの製作等) 酒類、たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し、所持し、隠匿し、用い、若しくは他人と授受し、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 20 (シンナー等の吸飲) シンナー又はこれと類似のものを吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。
- 21 (物品等不正使用) 使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り、又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い、若しくは定められた使用方法に反して使用してはならない。
- 22 (不正洗濯等) 許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて洗体し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。
- 23 (暴行等) 他人に暴行を加え、若しくは傷害を与え、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 24 (けんか) 他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 25 (脅迫等) 他人を脅迫し、威圧し、だまし、若しくは困惑させる言動をなし、又は他人に対し義務なきことを強要してはならない。

- 26 (侮辱等) 他人を侮辱し、ひぼうし、中傷し、若しくは他人に対し粗暴な言動をなし、又は悪ふざけ等迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 27 (物品喝取等) 他人の物品を盗み、だまし取り、又は脅し取ってはならない。
- 28 (不正配食等) 不正に、配食又は喫食してはならない。
- 29 (とばく等) とばく若しくはとばく類似の行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。
- 30 (文身等) 文身を施し、又は髪若しくはまゆをそり込むなどして、勝手に容ぼうを変えてはならない。
- 31 (性的行為等) 他人との間で、又は他人に対して性的行為をしてはならない。他人と寝床を共にしてはならない。
- 32 (わいせつ行為等) 故意に陰部を露出するなど、他人にわいせつな又は嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。
- 33 (点検等の拒否等) 職員による人員点検又は身体、着衣、居室若しくは物品の検査を拒否し、又は妨害してはならない。
- 34 (職務執行妨害) 職員の職務の執行を、暴行、脅迫その他の方法で妨げてはならない。
- 35 (虚偽申告) 職員の仕事上の調査、質問等に対して、虚偽の申告をしてはならない。
- 36 (反復要求) 職員に対し、強要にわたるような要求を繰り返してはならない。
- 37 (反抗) 職員に対し、抗弁、無視その他の不当な方法で反抗してはならない。
- 38 (無断離席等) 許可なく、定められた就寝位置を変更したり、指定された席若しくは場所を離れ、又は立入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。
- 39 (不正交談等) 別表に掲げる交談を禁じられている時又は場所において、正当な理由なく話をし、又は話しかけてはならない。
- 40 (起居動作時間帯違反) 故意に定められた起居動作の時間帯に違反する行為をしてはならない。
- 41 (刑罰法令違反) 刑罰法令に違反する行為をしてはならない。
- 42 (唆し行為等) 他の被収容者に対して、遵守事項又は特別遵守事項に違反することをあおり、唆し、又は援助してはならない。

だい 第2 しょくいん しじ たい いはん  
職員 の指示 に対する 違反

だい 第1 の じゅんしゅじこう いはん ばあい  
第1 の 遵守 事項 に 違反 した 場合 の ほか、 「 けいじしゅうようしせつおよ びしゅうようしゃとう  
刑事 収容 施設 及び 被収容者 等の  
しょぐう かん ほうりつ だい じょうだい こう きてい もと しょくいん おこな けいじ しせつ  
処遇 に関する 法律 」 第74 条 第3 項 の 規定 に 基づき 職員 が 行った 刑事 施設 の  
きりつ およ ちつじょ い じ ひつよう せいかつおよ こうどう しじ いはん  
規律 及び 秩序 を 維持 する ため に 必要 な 生活 及び 行動 について の 指示 に 違反 し  
た 場合 にも、 同法 第150 条 第1 項 に 基づき、 同法 第151 条 第3 項 に  
ばあい どうほうだい じょうだい こう もと どうほうだい じょうだい こう  
定める 懲罰 を 科 され ることが あります。

くぶん 区分	とき じかんたい 時(時間帯)	ばしょ 場所
<p>該 当 行 為</p>	<p>①就寝中 ②人員点検中 ③引率歩行中 ④単独運動中 ⑤その他刑務官が周囲の状況から 交談させないことを相当と判断し、 指示したとき</p>	<p>①居室と他の場所の間 ②面会・診察待合室 ③診察室 ④調室 ⑤入浴場(脱衣場を含む。) ⑥護送車(列車・航空機を含む。) 内 ⑦その他刑務官が周囲の状況か ら交談させないことを相当と判断 し、指示した場所</p>